

第1315回 高知市教育委員会11月臨時会 議事録

1 開催日 令和6年11月27日(水)

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第45号 高知市立かがみ幼稚園の廃止について

日程第3 市教委第46号 第505回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

日程第4 市教委第47号 学校給食費の改定について

4 出席者

(1) 教育委員会

1 番教育長

永 野 隆 史

2 番委員

谷 智 子

3 番委員

西 森 やよい

4 番委員

野 並 誠 二

5 番委員

森 田 美 佐

(2) 事務局

教育次長

竹 内 清 貴

教育次長

植 田 浩 二

教育政策課長

岸 田 正 法

学校教育課副参事

田 邊 裕 貴

学校環境整備課長

大 黒 貴 司

青少年・事務管理課長

北 川 朋 代

重大事案検証室検証担当副参事

森 山 宏 一

保育幼稚園課長

宮 地 豊 一

教育政策課長補佐

神 岡 純 子

教育政策課総務担当係長

西 野 友 庸

教育政策課主査

四 國 真 衣

公益財団法人 高知市学校給食会

藤 崎 元 司

事務局長

公益財団法人 高知市学校給食会

西 村 和 希子

事務局次長

1 令和6年11月27日（水） 午後6時00分～午後7時50分（たかじょう庁舎6階大会議室）

2 議事内容

開会 午後6時00分

永野教育長

ただいまから、第1315回高知市教育委員会11月臨時会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員，お願いいたします。

西森委員

はい。

永野教育長

本日は議案が3件となっています。

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第45号「高知市立かがみ幼稚園の廃止について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

かがみ幼稚園の廃止につきまして、まず、私から提案に当たっての根拠法令や今後の流れ等を御説明いたします。その後、具体的な内容について、高知市こども未来部保育幼稚園課長から御説明させていただきます。

資料の方はA4の1枚の「令和6年11月臨時教育委員会資料教育政策課」と表示しております資料を御覧ください。関係する法律等を記載しております。まず一つ目になります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第30条には、地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校等を設置できる旨が規定されておりますが、これは地方公共団体が学校や図書館、公民館等を教育機関として法律で定める手続きがあればそれに従い設置すること、また、条例によって、研究、研修、福利厚生に関する施設等を設置することができることを規定しているものです。

続きまして、その下の第21条には、教育委員会の職務権限が規定されており、第1号に教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することと定められております。第21条で規定されております「設置」とは、いわゆる公用開始、公に用いることをいまして、具体的には、例えば学校の校舎などを建設して、備品その他の設備が整い、校長以下の職員が配属され、かつ、その学校を設置するという意思表示がなされることをいいます。反対に「廃止」とは、その公用をやめることで、職員組織や施設を解消し、または従来と異なるほかの目的に転用することをいまして、教育委員会の意思表示によって廃止されることとなります。本件でいいますと、かがみ幼稚園としての使用、つまり公用を廃止する、具体的には教育機関としての職員組織や施設を解消するという意思決定についてお諮りするものでございます。本日、廃止についての意思決定がなされましたら、12月市議会に高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案を提出する予定でございます。それでは引き続き、保育幼稚園課長から具体的な内容等について御説明させていただきます。

保育幼稚園課長

それでは具体的な説明をさせていただきます。右上に令和6年11月27日、所管部課名がこども未来部保育幼稚園課、件名が「かがみ幼稚園」の「かがみ保育園」への統合（かがみ幼稚園の閉園）と記載のある資料を御覧ください。順番に説明させていただきます。

まず、背景・概要についてです。かがみ幼稚園は、3歳から5歳児を扱う施設でございまして、昭和56年4月に鏡村立かがみ幼稚園として開園した施設でございます。昭和62年8月に新園舎の新築に着工し、翌年4月に落成をしております。合併を経て、現在かがみ幼稚園として運営をしております。一方、かがみ保育園は、平成7年4月に鏡村立かがみ保育所として開設し、平成17年の合併を経て、現在かがみ保育園として運営をしております。こちらは小規模保育施設ということで、定員が20人未満の施設の保育所という形になります。かがみ保育園は、地元からの幼稚園だけではなく、保育が必要な0歳から2歳児を預かる施設を開設してほしいという要望を受けて、保育園が0歳から2歳児を預かる施設として運営しております。地図を右側に載せさせていただいておりますが、保育園と幼稚園は少し離れた場所でございます。中段の概要につきましては、かがみ幼稚園については、敷地面積が2,400平方メートル、建物が500平方メートル以上あります。昭和63年に建築された木造平屋造で、定員90人に対して児童数12人、職員数8人です。行政機構上は、教育委員会の学校教育課の所管という形になっております。備考の欄に書いてありますとおり、教育委員会の補助執行に関する規則に基づきまして、保育幼稚園課が補助執行している状況でございます。一方、右側のかがみ保育園の概要については、敷地面積がかがみ幼稚園の半分くらいで1,300平方メートルほど、建物が240平方メートルほどです。こちらは平成7年に建てられ、定員18名に対して児童数5名、職員が10人です。こちらは機構上、保育幼稚園課の所管となっております。一番下の児童数の推移のところを御覧ください。令和2年3月から書かせていただいております。3月が年度のピークで一番児童数が多い時期ですのでそれを基に書かせていただいております。保育園の令和2年3月は14人、幼稚園は26人となっているのが、直近の令和6年11月でいうと、保育園が5名、幼稚園が9人となっており、来年度の新規の入所がいなければ、令和7年4月には、保育園が3名、幼稚園が6名となります。

続いて、2ページを御覧ください。課題及び論点でございます。教育内容ですが、かがみ幼稚園は、学校教育法に基づいて幼児教育を実施する施設でございます。一方、かがみ保育園は、児童福祉法に基づき小規模保育事業を行う定員20人未満の保育施設でございます。利用時間の相違は、かがみ幼稚園は、教育標準時間、標準的な利用時間は、8時半から15時半までを基本としまして、保護者が利用希望を延長したい場合には延長保育という形で利用することができます。一方、かがみ保育園は、保育標準時間というのが一般的な利用時間となっており、7時半から18時半が標準的な利用時間となっております。短時間というのもございますが保育標準時間が基本となります。続いて給食の提供について、2段落目を御覧ください。幼稚園はこれまで鏡学校給食センターからの配送によって3歳児から5歳児の子供への給食を提供してございましたが、保育園ということになりますと自園調理により提供する必要があります。一番下のかがみ幼稚園の「閉園」につきましては、かがみ幼稚園は、昭和56年4月に開園し40年以上の歴史のある幼稚園でして、鏡地区の幼児教育を担ってきておりますので、かがみ幼稚園を閉園するということは地域住民に一定の抵抗感があるものと考えます。

続いて、3ページを御覧ください。3検討の教育内容につきましては、かがみ幼稚園は、学校教育法の規定により「幼稚園教育要領」に基づくこととされております。一方、かがみ保育園は、「保育所保育指針」の内容に準じて保育を行うこととされております。3段落目のところですが、「幼稚園教育要領」又は「保育所保育指針」に基づくこととなりますが、平成30年の改定によりまして、幼稚園教育要領と保育園保育指針は、幼児教育の指針として整合性が図られておりまして、特に3歳以上児の教育的機能に関しましては、保育所保育指針と幼稚園教育要領との整合性が図られながら規定されておりますので、幼児教育の内容が異なるものではございません。本市においても、公

立の保育所と幼稚園の教育内容は同じものでございまして、保護者の理解は得られるものと考えております。続いて、子供の育ちというところですが、かがみ保育園は先ほども言いましたように0歳から2歳児が利用しておりますが、園児の大部分が3歳児になりますと、かがみ幼稚園に転園しております。転園による環境の変化によりまして、新たな幼稚園生活に慣れるまで時間のかかる子供さんがいますが、保育園への統合となりましたら、園児は一つの園で就学までの期間を安心して過ごすことができ、一貫した教育・保育を受けることができます。また、保育者におきましても、子供の発達状況や園での様子を踏まえまして、子供一人一人の育ちを大切にされた継続的な関わりができるようになります。そのほか、幼稚園の保育園への統合による異年齢の園児の交流機会の拡大であるとか、0歳から2歳の低年齢児の小学校との交流機会の確保などは、幼児教育・保育の質の向上につながるものでございまして、乳幼児期の一貫した教育・保育提供体制は、子供の育ちにおけるメリットが非常に大きいと考えております。その下の利用時間の相違につきましては、下の方に表を書かせていただいております。保護者が希望している利用可能時間を書かせていただいておりますが、令和2年度は児童数24人いた中で、教育標準時間15時30分までを希望されている方が13名で、18時30分までの方が11名とほぼ半数だったのが、直近の令和6年度では、児童数10名の中で、15時30分までを希望の方が2人で、18時30分までを希望の方が8名という形になっております。この2名の方は卒園される方なので、来年度は保育標準時間を希望される方が全員という形になります。

4ページを御覧ください。多様な保護者ニーズへの対応というところですが、かがみ保育園への統合によりまして、職員配置を強化できますので、これまで職員体制が不十分で実施できなかった18時30分から19時までの延長保育や土曜日の11時間保育の実施が毎週できるようになります。保護者から土曜日長い時間預かってほしいという声をたくさん頂いておりましたので、多様な保護者ニーズへの対応も可能となります。保育園と幼稚園の区分・かがみ幼稚園の閉園というところですが、3段落目のところの令和6年度のかがみ幼稚園の3・4歳児は、保育の必要な子供が利用しているため、令和7年度に保育園に統合となっても、保護者への影響はございません。なお、地域に幼稚園がない場合、子ども・子育て支援法に規定しています「特別利用保育」を受けることが可能とされておりまして、保育の必要がない1号認定の幼稚園を利用されるようなお子さんが利用したいという場合、保育園や小規模保育施設の利用が例外的に法律上認められておりますので、保育園への統合による保護者への影響はないと言えます。

5ページを御覧ください。保育の実施場所（園舎）につきましては、統合した後のかがみ保育園における保育の実施場所は、以下の表のとおりです。0歳児の利用がある場合は、0歳から2歳児をかがみ保育園の園舎で、3歳から5歳児をかがみ幼稚園の園舎で行います。0歳児の利用がない場合は、かがみ幼稚園の園舎で行いたいと思います。この理由につきましては、6ページを開いていただいてもよろしいでしょうか。給食の提供が大きく影響しております。統合後のかがみ保育園におきましては、かがみ幼稚園の園舎をメインとして使用することを想定しておりますが、かがみ幼稚園は、現在、鏡学校給食センターから配送された給食を提供しているため、給食を提供する設備がございません。そのため、かがみ保育園の給食施設において調理を行い、専用の公用車で運搬することで給食を実施することを想定しております。5ページにもう一度戻ってください。先ほども申しましたとおり幼稚園には給食室がございませんので、保育園の給食室を使うことにします。ただ、0歳児の利用がある場合とない場合でどうして分けているかといいますと、0歳児の場合、調乳室というミルクを作る部屋が必要ですが、調乳室が保育園にはあって幼稚園にはないためということ、0歳児は離乳食になり、きめ細やかな食の対応が必要ですので、調理室に近い必要があるため、0歳児の利用がある場合とない場合で園舎の利用の仕方の想定を変えております。

それでは最後6ページを御覧ください。6ページの職員配置ですが、統合によりまして必要となる職員数の減員が見込まれるということで、表に書かせていただいているとおり、保育園と幼稚園の職員数、そして統合後の見込み、差引増減を書かせていただいております。4番目の今後の対応

方針につきましては、子供、保護者にとって統合するメリットが多く、デメリットが見当たらないというところがございます。また、保護者に対して9月20日に説明会を行いました。地元住民の方には、10月9日に説明会を行いました。そのほかにも地元の議員や職員組合等との意見交換を行いましたところ、反対意見もないということですので、令和6年度末にかがみ幼稚園の閉園をしまして、令和7年度からかがみ保育園に統合する方向で進めたいと思います。5番目の今後のスケジュールにつきましては、12月の市議会定例会にて関連の予算外議案の上程をしまして、3月末には閉園で4月からかがみ保育園への統合という形で考えております。

以上が、かがみ幼稚園の廃止に関する説明でございます。

永野教育長

説明ありがとうございました。

それでは、この件に関しての質疑を行いたいと思います。今後の対応方針で多くのメリットがあり、デメリットは見当たらないというような御説明でありましたけれども、なお、教育委員の皆様から御意見を頂戴できればと思います。よろしく申し上げます。

西森委員

大変丁寧に説明してくださり、ありがとうございました。人数の状況からするとやむを得ないことだとは思っております。ただ、デメリットがないという言い方は、違和感があります。何事においてもデメリットが全くないということは、本来ありえないので、それは恐らく何かを見落としているか、見ないようにしているだけだろうと、前提として、私は思っています。そもそも、どうして2歳までの子と3歳児以降で分けているのかと言うと、やはり相当、発達の状態が違うからだろうということは常識として考えられることです。それに当たって、保育士さんたちのそれぞれの専門性の高さが、3歳から5歳の子を扱う保育士さんと0歳から2歳を扱う保育士さんとは違うと思われまます。これは今までの保護者の経験から有意に想像できるところで、だからこそ場合によっては、恐らく昔は高知でも選択肢があったと思いますし、もっといっぱい選択肢があるところでは、あえて乳児園を選ぶという人たちもいるはずです。それを統合するということ自体に、果たしてそれがメリットデメリットで区分けできるかどうかは別にして、やはりそこはデメリットという機会が減ったのだろうという考え方をしないといけないということがまず1点です。

それから、小さい0歳から3歳という基本的に床から始まって、目線のすごく低い子供たちが3歳から5歳の子供たちの目線でできている建物に行くということは、一般的に危険が全くないかと言えばそれはありえないので、今まで想定されていなかったリスクを考えないといけないはずで、配慮事項が増えるとも言えようかと思えます。

それからもう1点、発達に関する専門家の方々がいらっしゃる前で言うのもですが、私自身の保護者の経験としては、0歳から2歳までの子供たちが一緒にいて何が起きるかという、いっばしに2歳の子が最高学年を装うのです。3歳になったばかりの子たちが3月までいるのですよね。その子供たちは意外と大人の手伝いもするし、0歳の赤ちゃんの面倒も見てあげようということになるのです。これが5歳までいくと、上にまだまだお兄ちゃんお姉ちゃんがいるので、赤ちゃん気分が抜けないというか、そういう意味でいるんじゃないことがあったはずなのです。これがやはり失われるということについて、デメリットなしという括り方をするのは違うのかなと私は思いました。ただ、そういったことに目を向けた上で検討すると、メリットの方が大きいし、デメリットといえるものもそこまでのことではないだろうということであれば、すごく受け入れやすいのではないかと考えています。

今とりあえず申し上げましたが、2点に絞って質問させていただくと、まず保育士さんですが、首が座らないような赤ちゃんを抱えてきた経験しかない保育士さんたちが3歳から5歳の子たちの保育に回るのか、あるいは3歳から5歳しか扱った経験しかない保育士さんたちが首の座らない赤ちゃんを抱える可能性があるのか、こういったことについて、まず、今後の保育士の棲み分けと

いか担当について、予定されていることがあれば教えていただきたいということが1点です。これは子供たちの直接のケア、安全性に関わる問題でございます。

施設に関してですが、これは先ほども申し上げましたとおり、乳児用の施設は、床のこととか、口に入れてはいけないものなどについて、すごく気を遣ってできているだろうと思います。幼稚園が果たしてそこまでのものであるのかというのは素人としては危惧してしまいます。どれくらいこれから0歳の子たちが来るかもしれない施設として、安全性が確保されているのか、このあたりを教えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

保育幼稚園課長

まず、1点目の御質問についてですが、0歳児に特化した保育士、5歳児に特化した保育士という形ではなくて、まず採用された場合には、一人担任ではなくて、一緒に先輩の先生3人くらいの中に一人入って、主に多いのが1歳から2歳児を担当することが多いかと思えます。いろんな経験をしていながら、3歳を経験したり5歳を経験したり採用された職員が一回りで大体どの月齢も0歳から1歳児、2歳児、3歳児といろんなところを経験できるように我々も異動という形をとっております。職員については、先輩の研修やいろんなOJTの中で保育士が日々学びながら保育をしておりますので、そういったところで安全性については、我々も研修の中で伝えておりますし、また先輩の保育士からも学んでいると思えますので、そこはきちっと配慮された保育が可能と思えます。

それから2点目でございます。施設のところもおっしゃるとおり、0歳から2歳のところと3歳から5歳のところで安全性の配慮はきちっとやらないといけないと思えます。例えば、低年齢児のお部屋ですと机の角にクッションをつけて頭をぶつけてもけがをしないようにとか、そういった配慮は我々もきちっとしておりますので、そこは3歳から5歳とは違うような形の安全の配慮はきちっとやっているところでございます。また、必要に応じて低年齢児については、配置基準のプラスアルファの職員を配置するなど安全性については、十分に配慮してこれからも運営していきたいと思っております。

西森委員

ありがとうございます。

永野教育長

ほかにございませんでしょうか。

谷委員

元に戻るような質問になっていたらお許しいただきたいですが、3歳からは幼稚園で0歳からは保育園で、その両方が幼稚園の園舎に来て運営することは難しいですか。それぞれメリットがあると思うのですが、メリットばかりあると書かれているのですが、見ているうちにそんなことも考えました。どうでしょうか。言いたいのは、3ページに教育内容というところに幼稚園は幼稚園教育要領という確固たるものがあって、それに基づいて教育を行っている現状があり、保育園は保育指針というのがあり、これが全く同じものであるというような書き方をされていますが、幼稚園教育の幼児教育という質の高さは、私は重要だと思うので、そうすると小学校との幼小連携も含め、様々な意味で教育というものが、幼稚園教育をなくすということが果たしてこれはいいものなのかどうかすごく心配するという思いがあります。できるかどうか分かりませんが、0歳からのところは保育園のままで3歳からは幼稚園の運営と、その両方の運営を一つの幼稚園でできるのかどうかということをお聞きしたいと思えます。

保育幼稚園課長

おっしゃられた形というのがいわゆる幼保連携型認定こども園という認可幼稚園と認可保育園が合わさった形の施設のことです。高知市内にも私立の幼保連携型認定こども園があります。我々もまずはその方法がベストだろうとこれまでもずっと検討してきたところですが、ただ、この幼保連携型認定こども園は、保育所と幼稚園よりも基準が少し高く、園舎と調理室は一体で運営する必要

があるという基準があります。まず、その基準を満たすことができないということが1点です。それから、幼保連携型認定こども園は、制度上、児童が20名以上いることと決められておりますので、我々もこの二つがクリアできるのであれば認可の保育園と認可の幼稚園が合わさった幼保連携型認定こども園の形がベストだと思います。制度上、それができないため、やむを得なく、かがみ保育園として残していく選択をとることになります。

谷委員

よく分かりました。このような閉園するという事は、ものすごく慎重に考えないといけない部分があると思います。かがみ幼稚園の閉園に対する地域住民の一定の抵抗感があると考えられると明記されており、先ほど説明会をされたとおっしゃっていましたが、どの程度どのように行ったのか教えていただきたいです。

保育幼稚園課長

地元住民に対しての説明会は1回だけです。保護者への説明会は今回の9月だけではなく、昨年度も何回かお話をしてきました。今後の在り方についてのお話もしてきましたし、保育園、幼稚園の保護者に対して、今後どういう形を望むかというアンケートも実施しました。アンケートの保護者のニーズを踏まえて、最終的にこのような形にさせていただいたというところなので、いきなり説明してこのようにしたいですということではなく、これまでも保護者にきちっと話をしてきた中で、最終的にこのような形になったということです。

森田委員

ありがとうございます。私からは二つあります。

もし自分が保護者だったらと考えたのですが、結局子供としてはどうしようもなく、子供は何も言えないので、生活環境が変わることに対して私たちがどれだけサポートできるかということが大事なのではないかと思えます。例えば、本当に細かいことと言えば、環境が変わることによってトイレは行けるだろうかとか、一緒に遊んでいたおもちゃはそのまま遊べるのだろうかとか、畳の部屋はこれからどうなるのだろうかとか、狭くないだろうかとか、子供たちが思っている聴こえない声が小さいことも含めてたくさんあると思えます。親も確かにアンケートで声を聴いたということはあるのですが、アンケートで匿名だったとしても預けないと働きに出られないという方もいるかもしれないので、思っていることを書けない人もいるかもしれないです。先生方が日常接する中で、親御さんから聴いている声をいかに拾えるかということも大事になってくるのではないかと思います。私もアンケートにはいろいろ書かなくても心の内で思ったこともあります。そういう声をどこまで拾えるのか、一番中心にいるのは子供たちなので、子供たちが変えたいと思ってどこかへ行くことはできないので、そこをどう拾えるかが大事なのではないかと思えます。

もう一つあります。6ページの職員の配置のところを拝見したのですが、会計年度の先生方の割合を見ると、正規職員の先生方が少ないなと思えました。こういうものでしょうか。もちろんいろいろな事情があると思うのですが、働く方の多くは女性なのではないかと思えます。いろんな事情で時間の都合とかの方もいるかもしれませんが、生活の安定や展望とか経済的なことを考えたときに、長期的に働ける正職員としての採用は今後どうなるのかなと思えました。以上です。

保育幼稚園課長

1点目の件は、おっしゃられているとおり、子供たちはいろいろ思っているけれども伝えることができないので、子供たちの声も拾うというのはおっしゃられるとおりだと思います。子供たちの環境が変わることに対して、我々としてもできるだけのことを、保育士さんを加配するなど、きちっときめ細やかな対応を行いたいと思っております。保護者の声についてもおっしゃるとおりです。アンケートだけでは全て拾えないというお話もいただきました。昨年度は何回か保護者とのお話しもさせていただきまして、できるだけ保護者さんの声を拾い、それを今回の文に反映させたつもりです。今後も保護者の声を大事にしながら、子供たちへの配慮もしながら、しっかりと運営していきたいと思っております。

二つ目の職員の雇用の件ですけれども、かがみだけではなく、高知市全体で正職員よりも会計年度任用職員でなんとか運営しているというような状況です。いずれの会計年度任用職員もベテランの方が多くて、高知市で長く保育に尽力していただいております、大変助かっているというような状況でございます。職員の採用試験については、今年度から通常の新卒の方だけではなく、会計年度任用職員枠を別枠で作しまして、ベテランの方も受けやすい制度にしておりますので、会計年度任用職員でもベテランのスキルが持てる方については、できるだけ正職員になっていただいております。以上でございます。

野並委員

0歳児がいる場合は、最終的にどうしても2箇所になるということが最初から引っかかる場所がありました。これから人口減少がどんどん進んでいく中で、このように縮小していくことは大事なことだと思います。ただ、きめ細やかに対応していくつもりというのは分かるのですが、現実的に2箇所に対応していくというのは、かなり無理が出てくるのではないだろうかと思います。少し変な言い方になりますが、最初から0歳児はよそへ行ってくださいという対応もありではないのかなと思いました。行政としては、なかなかそんなことは言えないところなのではないでしょうか。0歳児が来られたら2箇所に分けますというのは、結果的に先生の人数が明らかに足りなくなってくるのではないかという気もします。だったら0歳児に関してはできませんと言い放つことも別にいいのではないのでしょうか。

保育幼稚園課長

ありがとうございます。おっしゃられたとおり二つの施設でやっていくことについて、何とかならないかと最後まで調整していたところです。やはり我々行政としては、今まで0歳から2歳児はかがみ保育園で預かっていましたので、0歳児からどうしても預からないといけないということで、この方法しかないというところの案です。将来的なところで言いますと、やはり1施設で全て完結するのが一番望ましいと思っていますので、今後、運営していく中で、例えば建物が老朽化していったら改修する必要がでてきた場合に、園庭が広いので、かがみ幼稚園の園舎に新たに0歳児の部屋を作り、新たに調理室も作ってという形で一つの施設で完結するような形を考えたいと思っています。そういった形で一つの施設で、効果的に職員にも負担のないような形で運営していきたいと考えております。

野並委員

ありがとうございます。

永野教育長

様々な角度から非常に有意義な御意見を頂戴したと思います。繰り返しませんが、今、御説明と質疑の中にあつたように、安全性の確保や将来的な場所の確保、そういった面の目線もしっかりと持って運営に当たっていただきたいという我々の強い思いを捉えていただいてもいいのではないかと思います。それではこの件についての質疑は終了してもよろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

永野教育長

それではこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第45号「高知市立かがみ幼稚園の廃止について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第45号は、原案のとおり決しました。

日程第3 「市教委第46号 第505回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

資料については、別でお配りしております、A4縦の1枚ものになります。そちらを御覧ください。タイトルが予算議案及び予算外議案に対する意見についてという資料です。こちらは市長から教育長への依頼文書となっております。次の12月議会に提出する議案に関して、教育委員会の意見を聴かれているものでございます。次に、先ほどかがみ幼稚園の廃止の議案の際に説明しました、法律等の資料の裏面を御覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条により、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。」と規定されております。また、その下にあります、高知市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項第9号におきましては、「委員会所掌に係る歳入歳出予算その他議会の議決を経るべき事件の議案についての意見の申出に関すること。」と規定されており、教育委員会に諮るべき事項と定められております。先ほどの資料にありますように、市長からの意見照会を11月22日に収受いたしましたので、本日の臨時会の場に置きまして、意見をお伺いするものでございます。なお、市長からの意見照会を収受した日から回答期日までの間に教育委員会の開催がない場合は、資料の2ページ一番下にあります、規則第5条の規定に基づき、教育長が専決し、次の教育委員会定例会において、御報告させていただいているところです。

続いて、議案の内容を説明いたします。12月市議会定例会で御審議いただきます、教育委員会所管の議案は、予算議案が5件、予算外議案が4件でございます。手元の提出議案一覧を御覧ください。それでは提出議案一覧の1ページ、予算議案から説明を申し上げます。

1 高知市立長浜小学校児童プール事故検証委員会委員報酬の増額補正4,000,000円、2 重大事案検証事業費の減額補正4,000,000円について、御説明いたします。プール事故の検証に関する補正前予算額は、委員報酬が3,287,000円、検証事業費が7,713,000円で、合計11,000,000円となっております。今回の補正は、委員報酬を4,000,000円増額する一方で、検証事業費を4,000,000円減額するもので、全体の予算額としては11,000,000円のままとなります。補正の内容につきましては、(1)概要を御覧ください。委員報酬は、調査活動費と報告書執筆費に関しまして、予算不足が見込まれますことから4,000,000円増額いたします。調査活動費についてですが、検証委員会設置後、委員の皆様が関係者への聴き取り調査等の活動を積極的に行ってくださいっておりますので、その調査活動に要する予算を増額するものとなります。また、報告書執筆費については、検証委員会のこれまでの活動実績から、報告書の内容が多岐にわたることが見込まれ、報告書作成に要する作業量も当初の想定より増加する可能性がありますことから増額するものです。一方、検証事業費のうち委員旅費については、4,000,000円減額いたします。7月市議会臨時会で予算を御審議いただいた時点では、委員が未選定であり、全て県外委員となった場合に備えて、委員旅費の予算を算定しておりましたが、その後の選定の結果、県外委員が3名・県内委員が4名となり、旅費の不用が見込まれますことから減額補正するものです。今後の予定につきましては、(2)スケジュールを御覧ください。検証委員会はこれまで3回行われておりまして、年度末までに計8回開催される見込みとなっております。委員による聴き取り調査等は年内完了を予定しており、今後、報告書の作成に取り掛かっていくことになっております。教育委員会としましては、報告書の年度内完成を目標として、今後の検証委員会が円滑に進むよう、総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

次に2ページをお開きください。3 奨学資金の減額補正3,920,000円の内容といたしましては、高知市大学等奨学資金の貸付に係る新規申請者の実績数が、当初の見込みを下回ったこと、また、昨年度からの貸付継続者につきましては、退学を理由として貸付を必要としなくなったことによる辞退者が1名出たことに伴い、不用が見込まれますことから減額補正を行うものでございます。

続きまして3ページ、小学校の施設整備事業費につきましては、泉野小学校プール槽塗装改修工事でございます。内容は、泉野小学校のプール槽の塗装の劣化が著しいことから、プール槽の塗装工事を行うものです。経過としましては、5月31日に令和6年度から開始となりました、専門業者

によるプール槽の点検業務を実施した泉野小学校のプール槽は劣化による塗装の剥離が多数生じていたことにより、「要修繕」の判定となりました。連絡を受けました教育委員会は、6月4日現地調査による潜水及び素足での全コースの安全点検を行い、学校長と協議の結果、学校は剥離が顕著なコースの利用を制限し、安全性が確保された8コース中4コースを使って、自校での水泳授業を実施しております。工期に4か月ほど要することから、当初予算で工事を実施した場合、来シーズンの水泳授業の開始時期に間に合わないため、12月補正予算を御承認いただき、急ぎ改修を進めたいと考えております。

5ページ、繰越明許費の設定についてです。地方自治法の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和7年度に繰り越す予算の上限額を設定することによって、外部承認をいただくものでございます。一つ目の小学校の施設整備事業費については、泉野小学校プール塗装改修工事でございますが、先ほども補正予算で御説明いたしましたとおり、年度内の改修工事の完成が困難であることから繰越措置を講ずるものでございます。二つ目は、今年度の当初予算で御承認いただいております、中学校の施設整備事業費については、潮江中学校受変電設備改修工事、朝倉中学校受変電設備改修工事でございます。両工事は、当初、年度内の工事完了に向け、入札を実施しましたが不落となり、年度内の完成が困難となったため、繰越措置を講ずるものでございます。小学校の施設整備事業費の内容といたしましては、泉野小学校プール塗装改修工事の12,950,000円です。中学校の施設整備事業費につきましては、潮江中学校受変電設備改修工事が2,453,000円、朝倉中学校受変電設備改修工事が4,983,000円で合計7,436,000円を繰越予算の上限額として設定をお願いするものでございます。

続きまして、予算外議案になりますが、予算外議案のうち条例議案2件につき、御説明申し上げます。6ページを御覧ください。この件につきましては、こども未来部から説明をさせていただきます。

保育幼稚園課長

予算外議案について説明させていただきます。先ほど御説明させていただきました、かがみ幼稚園の閉園に伴うものでございます。

一つ目が高知市立学校設置条例の一部を改正する条例議案です。新旧対照表を御覧いただきますとおり、幼稚園にかかる名称や位置など文言を改正するものでございます。

続きまして、7ページ、高知市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例制定議案です。こちらも先ほどと同様に幼稚園の閉園に伴いまして、条例を廃止するものでございます。説明としては以上になります。

教育政策課長

続きまして、3指定管理者の指定に関する議案でございます。対象施設は、高知市工石山青少年の家でございます。この件につきましては、青少年・事務管理課長から説明させていただきます。

青少年・事務管理課長

市第142号指定管理者の指定に関する議案について、御説明いたします。「高知市工石山青少年の家」指定管理者指定議案説明資料と書かれた資料を御覧ください。

1ページ目、1指定候補者の概要です。指定候補者は、学校法人日吉学園、所在地は、高知市鳥越40番地15です。業務内容としましては、もみのき幼稚園やとさ自由学校の設置運営、また、認可外保育施設めだか園や事業所内保育施設すこやか園の運営のほか、令和6年度から5年間の契約で高知市の地域子育て支援センターぼけっとランドの運営を受託しております。また、当該施設工石山青少年の家の指定管理を令和2年度から務め、令和7年度からも継続する形となっております。2選定方法及び選定結果でございますが、審査に当たりましては、外部委員も含めました7名による審査委員会を開催し、1,400満点中998点、割合で言いますと、71.3パーセントを獲得したことから最低制限基準6割越えを満たしておりますので、指定候補者として選定をしております。3高知市指定管理者審査委員会における審査結果概要ですけれども、(1)審査委員会の委員は、表の上から

3人までが内部委員になっております。委員長が総務部副部長、副部長が財務部副部長、所管部局から教育委員会の植田次長、そして外部委員は4名となっております。

次のページをお願いいたします。(2)審査結果でございます。①応募申請状況といたしましては、学校法人日吉学園の1団体のみでございました。採点結果は、②の表のとおりです。③主な評価内容といたしましては、施設の立地状況や地域特性を踏まえ、青少年研修施設の果たすべき役割や職員に求められる資質について、深い理解と熱意をもった事業計画であると評価されました。また、これまでの施設の運営は良好であるものの、今後の指定管理への期待・提言といたしまして、これまで以上に利用料金収入や自主事業収入の増加を図るとともに、経費削減に努めること、加えて、施設を利用した方の感想や評価を日常的にSNSやWEBページで発信するなど、より一層積極的な施設のPRに取り組み、利用者の更なる増加を図っていただくことを要望されました。また、審査委員会から所管施設の運営収支は良好であるものの、学校法人の財務状況に健全性を欠く部分が見受けられたため、良好な施設の管理運営業務が実施されるように、教育委員会において、業務執行状況のモニタリングを適切に実施することを要請されました。

3ページを御覧ください。4指定概要を御説明いたします。指定管理する施設名称は、高知市工石山青少年の家。所在地は、高知市土佐山高川1898番地33。設置目的として、青少年に研修、野外活動の場を提供することにより青少年の健全な育成を図ることを目的として設置された施設となっております。指定期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日の5年間です。選定は公募によって行われました。選定までの日程のスケジュールは、(4)のとおりです。(5)指定管理料の参考価格でございますが、5か年で190,237,000円、年平均38,047,000円でございます。(6)学校法人日吉学園から提出された事業計画の概要は、次のページに事業計画書(概要版)ということで学校法人日吉学園から提出されております。詳細については、ここでは省略させていただきます。(7)指定管理料の経費比較につきましては、別紙2のとおりでございます。直近、令和5年度の指定管理決算額と指定候補者の初年度令和7年度の提案額との比較となっております。この別紙2の表の下のところと比較結果についてまとめてあります。収入については、令和6年4月の条例改正により使用料から食事料金を削除いたしました。それにより令和7年7月から食事提供価格の改定を見込んでおりまして、それに応じた食事料金の増額と、宿泊を含めた利用者の増加を見通して収入の増額を計画しております。支出につきましては、送迎バス等にかかる経費を車両関係費に集約したり、体験プログラムの食材費を原材料費から事業活動費へ組み換えをしたりなど、項目間での増減は見られますが、全体での差額は、人権費単価の上昇、燃料費・原材料費の高騰等の増額を見込んだものであり、結果として、7年度は約38万円の収入の増の提案となりました。また、人件費につきまして、令和5年度実績との比較のため、給与が少し減少したように見えますが、これは5年度及び6年度の職員の変動によるものです。5年度は正規職員が3名、非正規職員が1名だったものが、6年度以降は正規職員のうち1名が定年後の再任用となり、正規職員が2名・非正規職員が2名となりました。7年度はその非正規職員1名を更に増員する計画となっております。

次に3ページに戻っていただきまして、(8)現行の事業内容との比較といたしまして、学校法人日吉学園は、現指定管理者であることから、全体の基本的な事業方針に大きな差異は見られませんが、今回の事業計画では、①体験活動の重視、②異年齢交流の機会の設定、③多様な世代との交流の重視、④食育の実践、⑤防災・減災教育の実践、⑥環境教育の実践の六つの柱を指導方針として、青少年健全育成への貢献を図るとして、令和2年度からのコロナ禍を経ての見直しや経験値が全体的に随所に盛り込まれた事業計画となっております。指定管理者の指定に関する議案の説明は以上となります。

教育政策課長

続いて8ページをお開きください。4損害賠償の額を定める議案でございます。内容としましては、令和4年11月7日、作業実習のため南国市内の施設を訪れていた高知特別支援学校生徒が、相手方を押し、転倒させてけがを負わせた事故に対する損害賠償の額につきまして、市議会の議決を

求めるものでございます。この事故の内容といたしましては、実習の開始時刻となり、実習を行う部屋へ移動するため当該生徒の引率教諭と施設の支援員計二人が、生徒を挟んで歩いていたり、廊下を歩いてきた相手方とすれ違う形になり、すれ違った直後、生徒が急に両脇の二人を振り切って相手方を追いかけて、相手方の左側から相手方を押して、転倒させたものでございます。事故発生後の対応といたしましては、相手方は整形外科を受診した後、総合病院へ転院し、手術後、総合病院へ入院しておりました。また、その後、系列のリハビリテーション病院へ転院し、入院をいたしました。学校側は、令和4年11月17日に相手方の弟さんに謝罪をしまして、令和5年4月22日に相手方と面会し、改めて謝罪を行うとともに、賠償につきまして確認をいたしました。なお、令和5年3月31日に退院後、半年程度は後遺症の確認期間として経過観察をし、令和5年9月ごろ後遺症がないことを確認いたしました。令和6年8月に治療費等実費分と慰謝料、入院諸雑費の計算が完了したと保険会社から連絡があり、さらに令和6年9月に保険会社から国民健康保険分の金額について通知があり、今回の議案提出となったものでございます。損害賠償の額といたしましては、内訳に記載してありますとおり、治療費等実費分として48万円余り、慰謝料としまして124万円余り、入院諸雑費としまして159,500円、国民健康保険分としまして420万円余り、合計6,093,838円となっております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

永野教育長

この日程第3は、12月市議会定例会で審議いたします。教育委員会所管の予算議案5件、予算外審議案4件について、御説明していただきました。それぞれ御質問などございませんでしょうか。

永野教育長

では、私から一点だけよろしいでしょうか。工石山の指定管理の件ですが、2ページの最終行に「法人全体の財務状況に健全性を書く部分が見受けられたため」という文言がありますが、5年間の長期にわたる指定管理ですが、この点についてはどのような御審議がなされたのでしょうか。

青少年・事務管理課長

すぐに収支に問題があるということではなく、学校法人の経営というのは、公益活動のような部分があります。工石山青少年の家やぼけっとランドは、いわゆる利益をとるための事業という形で法人経営としてはなっております。その学校法人の学校としての収支としては、昨今の子供の減少などがあり、収益としてはすごく上がっているということではないのですけれども、理事長の寄付というのがありまして、その理事長の寄付によって、収入と支出のバランスをとっているという学校法人の経営の状態が見えたということがございました。それを受けて、外部委員さんの四国税理士協会の税理士の佐々木委員からの意見で提言がなされたのですが、直接には工石山青少年の家の指定管理の運営とは直接は関係なく、きちっと必要な運営管理ができておれば問題がないけれど、ただし、教育委員会としてはモニタリングをしていく必要があるだろうということのお話です。

永野教育長

よく理解ができました。ありがとうございます。そのほか御意見ございませんでしょうか。

西森委員

ありがとうございます。引き続きまして工石山の件です。結論的には、1社しか応募がなかったのでもいいのですけれど、2ページにいろいろ配点のことが書かれています。委員が7名なので、それぞれの持ち点があったのだろうと想像できます。配点（満点）が全部7で割り切れるので、一人当たりの持ち点が大体計算できるなと想像しながら拝見していました。上から順番にいきますと、1番が割ると20点、2番の事業計画が50点、3番、4番、5番、6番、これは均等に割り切るとすれば10点なのですが、まとめて40点なのかそのあたり分かればお聞きしたいのと、7番の収支状況というのが非常に重視されて40点と、それから個人情報保護のコンプライアンスに関するところが10点。9番の市の方針に合っているかということと10番の地域経済への貢献ができるかという

あたりがそれぞれ20点という感じに見えるのですが、3番、4番、5番、6番まとめて40点なのか実質的にはそれぞれが10点なのかこのあたりをお聞きしたいと思いますが、いかがなのでしょう。

青少年・事務管理課長

実は、その3番に関してもさらに二つ項目があり、4番に関しても三つ項目があり、というように必ずしも均等になっているわけではないです。例えば、今の指定施設の管理を適確に遂行するに足るかどうかに関しては、7人の委員の配点の満点が35点ずつになっております。

西森委員

分かりました。かなり細かい配点があるということで一つ理解しました。この案件についてどうこうというわけではないので、質問しづらいところがありますが、結局何を重視して選んでいるかということなのですね。試験の配点でどこが大きいかというのは、受ける側からすると、これを重視している行政なのだと、それで事業計画は肝ですから50点配点なのはよく分かる気がします。収支状況も先ほど教育長からお話がありましたけれども、安定的に運営できるのか、途中で破綻しないのかということを見るとそれなりに大きくなるのはやむを得ないけれども、万が一、県外の事業者が出てしまうと地元の事業者がなかなか太刀打ちできないのではないかと懸念があって、そういう意味で収支状況をこれだけの配点しているところに危うさはないのかなということも思ったりもしているわけです。県外からもくるだろうか、そのあたりも考えて配点されていますかということをお答えづらい話かもしれませんが、お聞きしたいというのが1点です。もう一つ気になったのが1番の配点は20点なのだろうと思うのですが、利用者の平等確保というのは大前提で、できていないとおかしいところですよ。できないという結論になっているとまずいくらいの話でマイナスをつけてもいくらいの話だと思います。むしろ要望の把握及び反映をどういう形でやっているかなどがメインなのかなと思うのですが、ここに20点配点されている意味合いというか、どういうことを質問項目にしているのか、どこを評価しているのかということを知りたいなと思ったのですが、公にはいけないことでしたら結構ですのでお願いいたします。

青少年・事務管理課長

大雑把な回答になるかもしれませんが、例えば、1番下の評価項目10番のところは、地元への貢献であるとか地域経済への貢献ということに関わってきますので、こちらでは例えば、従業員の雇用は地元であるとか、本社は高知にあるかというようなことでこちらの配点は高いです。

収支の状況については、先ほども御説明させていただいたとおりですが、もちろん運営自体が危ないということであれば、審査委員会の中でも専門の税理士の方もいらっしゃいますので、そこでだめという形にはなったかと思えます。先ほども言いましたけれども、一見、1番なんかも平等の確保とありますがこれだけではなくて、二つくらい項目に分かれて細かく見たりしています。先ほど西森委員もおっしゃられたようにできて当たり前という部分は10点満点中大体が6点くらいになっていて、それをできていると大体6割以上の点数となり、当然できて当たりのことができた上で、プラスアルファというような考え方になっております。事業計画につきましても、青少年の教育施設であるということと学校法人という法人の性格上、非常に教育に熱量を持たれている団体でして、今後の計画においても、事業計画等でそういった面が見られましたので、その配点を大きくしています。

西森委員

分かりました。

永野教育長

よろしいでしょうか。それでは、ただいま委員の皆さんから出されました御意見を踏まえ、教育委員会として市長に申し上げるべきものについてはいかがいたしましょうか。

特になければ、お諮りいたします。市教委第46号「第505回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、「特段意見はなし」と決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第46号は、原案のとおり決しました。

日程第4 市教委第47号「学校給食費の改定について」を議題とします。

こちらの議題につきましては、高知市教育委員会会議規則第12条「教育長の指名する職員又は委員会において必要と認めた者は、会議に出席し、教育長の許可を得て発言することができる。」の規定に基づき、高知市学校給食会の藤崎事務局長と西村次長に出席をお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

委員一同

【異議なし】

(藤崎事務局長と西村事務局次長入室)

永野教育長

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

学校給食費の改定について説明いたします。資料はカラーでお配りしております。1ページを御覧ください。現在、全ての高知市立小・中・義務教育学校で給食を実施しており、費用は保護者負担となっておりますが、支援の必要な家庭へは、就学援助などの公費で負担をしております。また、学校給食費は高知市の歳入歳出には含まれておらず、保護者と高知市学校給食会とのやりとりによる私会計となっております。食材は高知市学校給食会が一括して購入しております。令和4年度以降、物価上昇が続いている中、日々の献立を調整して対応しておりますが、大変厳しい状況となっておりますため、令和7年4月からの改定を検討しているものです。

1 学校給食の実施状況を御覧ください。幼・小・中・義務教育学校で約19,000人、教職員を含めて約20,000人以上に給食を提供しておりますが、表の右側にありますように、就学援助その他で約6,000人以上が公費負担を受けております。

2 学校給食費（1食当たり）を御覧ください。令和5年度に、幼稚園は20円、小学校は25円、中学校は30円を増額いたしました。消費税による影響ではない給食費本体の値上げとしては、約25年ぶりとなるものでした。

2ページをお願いします。3は年間の食数を表しております。年間約4,000,000食です。

4の消費者物価指数ですが、令和2年を100とした指数は、令和5年で105、最近では109に迫る値となっております。

5の食材の価格についてですが、いずれも夏ごろまでの状況をお示ししております。(1)の主食は、コッペパン・米粉パンとも上昇しております。ご飯についてはこの表では上がっておりませんが、最近になって非常に高騰しまして、2倍以上の単価となりました。3ページをお願いします。(2)の牛乳につきましては、1年に1度緩やかに上昇していたものが、令和4年度以降は年度の途中でも上がるようになり、令和4年4月と比較すると10円程度上がっております。(3)のその他の食材につきましても、いずれも上昇しております。野菜については、高値安値の幅はあるものの上昇傾向にあります。次の4ページになりますが、魚や果物などについても上昇しております。令和5年度に価格改定をしましたが、当時も余裕を持った値上げではありませんでしたし、食材の値上がりは続いておりますことから、恒常的に献立調整による支出額の圧縮をしております。具体的には3回です。献立作成時、それから入札の結果、単価が高くなったものを少し減らすなど割合の調整、野菜の生育や市場の状況による調整を行っております。下の表は、調整した事例をお示ししております。

6の高知市PTA連合会との意見交換を御覧ください。11月15日に意見交換をさせていただきました際は、この表にある四つの案をお示ししました。案1は現行据え置きですが、高知市以外からの財源がなければ困難です。案2は一律50円増額の案です。ここで唐突に50円という額が出てきますので少し説明いたします。次の5ページを御覧ください。5ページの7学校給食費改定案の(1)の表を御覧ください。今年度7月までの値上がり状況ですが、下に3点記載しております。一つ目は、月によってばらつきはありますが、前年度比で17円の値上がりということです。二つ目は、牛乳については、次の春に1本当たり3円値上げされるという情報があります。三つ目は、ここ最近で急な動きがありました米の価格で、夏の分まではすでに契約しておりましたので影響はなかったのですが、11月分については28円上がっているという状況でございます。これらを足し合わせますと48円となりますので、先ほどの50円という案としているところでございます。4ページに戻っていただきまして、案3としては、小学校55円、中学校60円の増額です。案4は、一律70円増額の案を提示いたしました。矢印の下の表は、それぞれの案の増加率です。案3ですと約2割の上昇、案2はそれよりも低く、案4はそれよりも高い割合となっております。その下の表は、1年でどれくらいの増額になるかをお示ししています。案3では、1万円程度となっております。5ページをお願いいたします。高知市PTA連合会から頂いた主な意見としましては記載のとおりで、「一律値上げは良くない」であるとか、「価格調整で食材が偏ってもいけないです」とか、「自分自身も物価高騰の影響を実感している」といった御意見を頂きましたが、値上げすることについて否定的な御意見はありませんでした。

7学校給食費改定案を御覧ください。(1)については先ほど御説明いたしましたとおりです。(2)の改定案につきましては、高知市PTA連合会からの御意見もありましたので、案4を一律70円ではなく、小学校65円、中学校70円と変更いたしました。(3)の一人当たりの増額については、こちらも高知市PTA連合会からの意見もありましたので、月額表示を追加しております。基本的に8月は給食がありませんので、年額を11で割りまして、例えば案3ですと、月額1,000円程度になります。6ページをお願いします。こちらは2年前の前回改定時の検討内容です。このときは、案3の内容での改定となりました。年間5,000円、月額500円程度の増額でございました。

次に7ページをお願いします。こちらは最近の国の動きとなっております。国は学校給食費無償化の実現に向けて、全国的な調査を行った上で結果を公表することを令和5年度に発表しまして、令和6年6月12日に結果を公表しました。結果については、中段の囲みにありますように、完全給食の実施率や未実施の理由、学校給食費の状況などとなっております。その下の囲みになりますが、その後、6月21日に閣議決定された骨太の方針2024におきましても、昨年同様、「学校給食費無償化の課題整理等を行う」との表記が残っており、具体的な今後の策は明らかになっておりません。このため本市としましては、引き続き国の動向を注視していくこととしておりますが、国から何らかの施策が打ち出された場合には、本市の保護者負担軽減に結びつくものかどうか等を精査し、対応していく予定でございます。

次に8ページをお願いします。こちらは近隣他市の状況でございます。高松市と松山市については令和6年度に値上げ、徳島市については令和5年度に値上げをしておりますが、いずれも値上げした分については、公費で負担することで保護者負担を据え置いております。高知県内におきましては、土佐市以外は保護者負担を検討しているようでございます。表にあります各都市は、人口その他の状況が本市と異なりますので、同じ条件での比較とはならないかもしれませんが、参考にお示ししております。説明は以上になりますが、なお、今後の予定について申し上げます。最終的な決定を頂きましたら、前回同様、保護者の皆様には早めにお知らせしたいと考えております。前回は12月に御決定いただきました後、年明けに1回目のお知らせをさせていただいたように思います。今回も同じようなイメージですが、一方で保護者負担への影響もございましたことから、慎重に御審議いただくことも必要かと思っております。本日は案を御提示いたしました、スケジュール的に

は次回12月定例会での決定でも支障はないと考えているところでございます。よろしくお願ひします。

永野教育長

説明ありがとうございます。この件に関して、質疑等はありませんか。

谷委員

御説明ありがとうございます。まず、1点思うのは、高知市の場合は、特に家庭事情など様々な状況があるわけで、給食で栄養を取っている子供もいます。給食の質は落とせないということはいつも思っています。今の状況の中で、なかなかいろんなものが高騰しており、給食費を上げないといけないというの分からないでもないです。しかし、令和5年から値上げして、5年・6年と2年間、まだ2年しか経っていない中で、来年は50円以上上げますとなったときに、保護者の立場に立つと苦しいのではないかと思うので、これをそれではそうしましょうというような返事にならないとっていて、国に早く無償化を急いでもらいたいという気持ちになります。それもすぐの話にはならないと思うので、なんとかこれに対する方法がないかなと思います。方法として一つは、高松市・松山市・土佐市がやっているような上がった分を一般財源で充てるというような方法で、子供の栄養補給のためにも、保護者も収入が増えていないわけですから、予算要求を一丸となってやっていく、これが方法の一つとして大きくあるのではないかということについては、やっぱり行政として必死で取り組んでもらいたいという思いがします。そして、今日すぐには答えが出なくて、課長がおっしゃったようにいろいろ考えないといけませんけれども、考える間に予算要求についても検討していただきたいと思います。

西森委員

ありがとうございます。今分かっていることは、物価が上がっていて、消費者物価指数が上がっていて、足りないから上げないといけない、ここまでは算数の話なのだろうと思っています。先ほども谷委員がおっしゃっていたとおり、そのことだけで決定していい問題ではないと思っています。給食が円滑に実施されるために一定どこかで決断がいるのだろうということは、それはそれとして喫緊の課題として理解はしますが、やはり腰を据えた議論が必要な段階に来ているのではないかという気もしています。例えば、ここで教育委員会がさっきの算数的な感じで、「それではやむなしです。異議なし。」というふうに言ってしまったときに、いろんな懸念があるということをごここで発言して、議事録に残ってもそこで終わるのだろうなという感じがしてしまいます。これが例えば、どこかの第三者委員会であるとか検討委員会で検討したら、もしかしたら議論した上で、こういう提言を国にしてほしいであるとか、まずは市長に提言を申し上げるとか、何か次に向けたことができるのではないかという気もしています。要は、教育委員会だけで頑張っても、その次につながることになるのだろうかとか考えるので、とりあえずのところはここで議論するしかないのかもしれないと思いますが、どこかで次につながる議論ができるような場を設けていただけないのかということをごまずは考えてみていただきたいと思っています。

それから先ほどこれも御指摘がありましたとおり、8ページを見ると、値上がり分を公費負担して保護者の体感を抑える努力をしている自治体もあるようなので、0か100かではなくて、5パーセントでも、10パーセントでもなんとかということについてもここでは申し上げたいと思いますけれども、議事録に書かれて、見てくれた誰かが気付いてくれよということではなくて、どこかでしっかり残る形で行政につなげていただくような方法を考えていただきたいと思っています。ちなみに8ページの表に仮に案3だったらどうだろうというふうにご書くと、高知市は小330円・中370円ということになってきて、一番高くなりますよね。私は昭和の感覚が残っているのかもしれませんが、300円を超えるのは高いと感じます。370円って400円に近いのです。400円を超えたら給食というレベルではなくなってきました。このままだとかこういう形ですと上げざるを得なくなる、その議論を来年も再来年もしないといけなくなる可能性があると思っています、今からもっと違う形の腰を据えた議論をする準備に入っていただきたいと思うわけです。

それともう一つは、少子高齢化で自治体同士が人口を取り合っている中で、高知市は消費者物価指数に合わせて上げていますよというメッセージを世間に発信してしまうことが果たしてみんなにとっていいことなのかどうか、保護者負担にするとお子さんが3人いたら、4人いたら倍に増えていく、このようなメッセージを発信することになりかねないので、そこはやはり我慢して市民全体で負担していくという形で保護者の負担を軽減していけないのかということもここで申し上げます。ここで終わってしまう話にならないように何か違うところで議論できる場はないのかということも質問というか、そのようなことの議論を始める動きがあるのかどうかという形で質問させていただきたいと思っております。それから先ほど谷委員も言われました、国に対してこの議論を加速化させてほしいというようなことは、市長会とかそういったところでやるのかなと思うのですが、そういう動きもありそうであれば教えてください。よろしくお願いいたします。

教育政策課長

谷委員と西森委員の御意見に対して今言える範囲でお答えしたいと思います。まだ2年しか経っていないけれどというところ、一般財源で何とかならないかというところ、それから国への提言ですとか腰を据えた議論というところの御意見を頂きました。お答えできる範囲で申し上げます。

まず、国に議論を加速していただきたいというところです。先ほど西森委員もおっしゃいましたが、私もとしましては、国に対する要望としまして、本市単独ではなく、大きな組織として様々な要望や提言を行っているところです。例えば、全国市長会としましては、近年、次のような要望をしております。「保護者の教育費負担の軽減を図りつつ、学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について財政措置を講じること。」、また、同じく全国市長会の決議としまして、「子供子育ての基本となるべき施策については、特に地域格差が生じることのないよう国の責任において財源も含めて措置すること。」、これを決議しているところでございます。要望項目や具体的な書きぶりについては、全体的な集約の中で調整されますので、西森委員がおっしゃった学校給食費の無償化に向けた加速というところにつきましては、現時点では何とも申し上げることができませんが、本市としましては、これまで同様、全国市長会等を通じて、国に財政措置を要望していきたいと考えています。なお、先ほど資料にもありました、無償化に向けた国の検討状況については、最近、高知県教委を通じて確認していただきましたが、今の時点で特に言えることはなく、国としては例年通りの全国調査を続ける中で、これからのことについて検討していくとのことだったという情報を頂いているところであります。

それから、まだ2年しか経っていないのに上げるのか、腰を据えた議論に関するところになります。少し長くなりますが、まずは、学校給食に必要な経費の負担状況について説明いたします。学校給食法と同法施行令によりまして、保護者と学校設置者の負担区分が定められております。保護者が負担するものとしては、食材料費と光熱水費があります。設置者が負担するものとしては、給食センターや学校など建物を建てたり、備品を購入したり、様々な修理修繕、それから人件費も設置者の負担とされております。一方、設置者である自治体が法の枠組みを超えて負担しても差し支えないという判断も出ておりますことから、最近では、国の経済対策で食材料費に対して、交付金、公費で負担している事例が全国的にあります。また、本市におきましては、法律では保護者が負担することになっている光熱水費につきまして、一部を保護者に負担していただき、残りを本市が負担しているという状況でございます。また、児童生徒の栄養確保の面では、学校給食法に基づく学校給食実施基準というものがありますので、それに沿った献立を何とかうまく立てているところであります。栄養確保と保護者負担のバランスというところでは、資金が足りないから給食の質が低下するというのは極力避けなければなりませんし、特に昨今の急激な物価高騰の中にあっては、給食費を上げるとなったときに、保護者負担を上げるのか公費で負担するのかというところの検討が必要になりますので、バランスというところはなかなか難しい課題だと思っております。桑名市長の公約の中に、国の子育て支援施策の動向を注視しながら給食費の負担軽減に向けて、実現可能性を検討するプロジェクトチームを立ち上げるというものがございまして、こちらも立ち上げて検

討を進めております。国による無償化の検討状況ですとか先週発表された経済対策がどうなるか不透明なところはありますけれども、ちょうど明日、市長に現状をお伝えする予定です。こうしたことが西森委員の言われていた腰を据えた議論に該当するかどうか自信はありませんけれども、負担割合や検討状況についてはこういったところでございます。

谷委員が言われました令和5年に上げたのにまたすぐに値上げだというところにつきましては、確かにそう受け取る方々も多いと認識しております。事務局としては、仮にある程度余裕を持った値上げをした場合、3年間は価格改定をしなくても済むかもしれないけれども、物価が上がっている中であっては、保護者の皆さんとしては逆に余計に払っているのではないかという思いも持たれると思いますし、それから給食費を扱います学校給食会が公益財団法人という組織であることから資金的な余裕があまり持てないという部分もございます。こうしたことから、前はあまり余力を持った値上げではなかったという経過があります。今は、指数の問題もありますけど物価上昇の影響が前回よりも顕著に表れているという実感がありまして、非常に厳しい状況になりましたので、今回は前回の値上げからあまり間もない値上げとなりますが、時期としては見直すタイミングだと考え、検討しているところでございます。あとは、コロナ交付金や物価高騰対策の交付金などを使って、本市としましては、4年度と5年度に何度か対策を打ってきたところであります。先ほど触れました先週発表された経済対策で掴めるところがあれば掴んでいこうと思っているところであります。見えない部分もたくさんあり、回答になっているか分かりませんがこういう状況でございます。

永野教育長

重ねて御意見を申し上げます。

野並委員

給食に関しましては、食材費が上がっているというのは非常に危急でありまして、病院の食事に関する食材で委託業者から値上げを言われているという話を聞きました。とにかく米が来年にかけて2倍近く上がっていくという話があります。そういう話を受けながら、一定上げたとしてもそれですむのかということも考えておかないと、ひょっとしたらまた来年もということは十分ありえることなので、そのあたりの議論もしておかないと大変なことになるのではないかと思います。値上げの幅を広げれば数年もつということですらないのではないかと、それすら超えてしまうのではないかとこのほどの値上がりの勢いがあります。下がる要素が世界的な状況を見てもありません。上げてまたということもありうるという前提の話もこの中でしていただければなと思います。これら全てのことを全部教育委員会に任せるのはいかがなものかと思えます。やはり何かより大きな広がりの中で議論をされた上でというのはいかがなものかという感じもしています。以上です。

永野教育長

それではせっかく藤崎事務局長もおいでになっておりますので、御意見を頂戴できれば申し上げます。

藤崎事務局長

それこそ教育委員さんの中から算数の話だというお話がございました。財政を預かっている立場からすると、本当に算数の話になるわけですがけれども、まさしく今御指摘のあったとおり、一番大きいのは米です。課長から説明がありました、7月までは前年度の契約ということで前年度契約をした金額で納入をしていただいたわけですがけれども、今度9月からはいわゆる新米の時期になって、今年度の契約になるわけですが、最初の9月・10月の契約が約1.5倍、11月になって2倍、12月には2.1倍から2.2倍というような状況で、米は毎日子供たちが食べるものですので、この影響はとて大きいです。新聞紙上でも出ていますとおり、食品の値上げが約4.2パーセント、まさしくその数値が日々の食材の購入に上乘せされているというような状況です。端的に金額を申し上げれば、これも説明があったとおりでございます。50円値上げでぴったり今年の分を賄うことができるのか

なと思います。ただ、来年度がどうなるかというところではお話のとおりだと思っています。そういった状況でございます。

永野教育長

ありがとうございました。

森田委員

私は二つあります。私も家計を勉強しているものなのですが、家計で一番削ってはいけないのが食費と教育費です。給食費は家でいうと食費ですよね。子供の伸びていく足元がさらわれそうになっているような状況を感じました。先ほど予算のところでも余ったからここは減らしますという話もありましたけど、そういう予算が余ったというところで、無駄遣いがあるのではないかとこのことを検証すること、しているかもしれませんが、もしもこれで無駄遣いはないということであれば、脱自己責任化というか、私が今関わっているのですが、高知県そのものが人口減少ということでどうやって人口を確保していくか、子育て世帯を支援していくかということを知事も旗を振っているような取組をされているので、できるかどうかは別として、高知県の政策と一緒に考えていくような話ではないのかなと思います。次の世代の食が非常に危険な状況にあるということだと思います。実感としては、いろんな物の価格が上がっているの、みんな分かっているのですけれども、だといって子供が働けるわけでもないし、そういう声を上げられない人たちの食の課題について、私たちが声を上げていかないといけないのではないかと思います。

教育政策課長

言い忘れておりましたことがありまして、一般財源で市役所が公費負担を考えてはどうかということが皆さんから御意見としてよく出てきているように感じている部分についてです。特にコロナに入ってから議会からも何度か同じ質問を頂きました。当時は岡崎市長でしたが、分かるのだけでも額が少なくとも数千万以上を更に上乘せする、例えば当時でいうと、値上げの分なしで数千万、全体となると11億円を一般財源でやらなければいけないので、市としては難しいですというお答えを終始してきたところです。桑名市長はどうなるのかはまだ分かりませんが、公約の中で、先ほど申し上げましたように、国の動向を見ながら負担軽減に向けて、実現可能性を検討すると公約として掲げられておりますので、これは私どもが決められることではなく、最終的に市長がどう判断されるか、それに対して議会がどう判断されるかになってくるころなので、何とも言えないのですけれども、その手前に今回の公約に基づいた検討をしております中間報告を市長に対して申し上げますので、それを踏まえて、今後、公費を入れるなら入れる、難しいなら入れないかもしれない、という判断をそのうち出されるであろうと思われま。ちなみに、給食費につきましては、夏場のサマーレビューでも課題の一つに挙げられましたので、市長と議会各会派のところにも同様の現状苦しいですというところで資料を作って、説明をしてきたところがございます。現状は以上です。

永野教育長

ありがとうございました。

事務局の思い、現実というのも直球で突き付けられております。そういった面と社会的な背景とそれから市の運営と様々なことが絡まった給食費だと思っております。教育委員会としても避けては通らずに、論議できるところはきちっと論議して、市民の皆様にも教育委員会がこういう話をしているということはお届けをしたいと思っておりますので、次の教育委員会でも審議を続けたいと思っておりますが構いませんでしょうか。

委員一同

【異議なし】

永野教育長

市教委第47号「学校給食費の改定について」は、継続審議といたします。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後 7 時50分

署 名

教育長

3 番委員
